

(その1)

# 収支報告書 (令和4年分)

(ふりがな)

- 1 政治団体の名称 日本共産党千葉県印旛地区委員会
- 2 主たる事務所の所在地 千葉県佐倉市錦木町487-5
- 3 代表者の氏名 鴨志田 安代
- 4 会計責任者の氏名 鈴木 幸子

※該当箇所に「✓」を付すこと。

政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政党の支部	<input type="checkbox"/> 政党
<input type="checkbox"/> その他の政治団体 (後援会等)	<input type="checkbox"/> 政治資金団体
<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

活動区域の区分
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等
<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

問合せ先  
 (担当者) 佐田 千鶴  
 (電話) 043-485-9610

資金管理団体の指定の有無
<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
公職の種類 _____ ( 現職 ・ 候補者等 )
資金管理団体の届出をした者の氏名 _____

国会議員関係政治団体の区分
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 _____
公職の種類 _____ ( 現職 ・ 候補者等 )



(※) 資金管理団体の指定の期間
令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取り消しをした場合のみ記入すること。

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入すること。

158620  
3/28

定内郵資国全額N  
解後窓N N 県 N 過

F1 F2 F3 F4 F5 F6  
Y 3/28

# 収 支 の 状 況

全団体必要

(その2)

注意：収支がない団体にあっても、本表と表(その17)及び表(その20)は提出しなければならない。

## 1 収支の総括表

	十億	百万	千	円
(1) 収 入 総 額 (①+②) .....	3	1592	590	590
① (前年からの繰越額) .....	5	535	814	814
② (本年の収入額 = <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">A</span> + <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">B</span> + <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">C</span> + <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">D</span> + <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">E</span> + <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">F</span> + <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">G</span> ) .....	26	056	776	776
(2) 支 出 総 額 (表(その13-1)の合計額) .....	25	477	482	482
(3) 翌 年 へ の 繰 越 額 ((1)-(2)) .....	6	115	108	108

## 2 収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、上記の表の欄にはすべて記入すること。↑

### (1) 個人の負担する党費又は会費

	十億	百万	千	円
金 額 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">A</span> .....	2	890	708	708
員 数 .....			5	689

### (2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額	備 考
	十億 百万 千 円	
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	10464398	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
[ うち 特 定 寄 附 ]	0	
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附	0	内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	0	
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)	10464398	内訳を表(その7-3)へ記載すること。
[ 寄附のうち寄附のあっせんによるもの ]	0	
イ 政 党 匿 名 寄 附	0	内訳を表(その8)へ記載すること。
合 計 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">B</span> (ア+イ)	10464398	内訳を表(その9)へ記載すること。

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入							
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額				年月日	主たる事務所の所在地	備 考
	十億	百万	千	円			
日本共産党千葉県委員会		1	093	973	22.1.31	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会		1	050	164	22.2.28	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会		1	027	313	22.3.31	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会		1	068	641	22.4.30	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会		1	065	114	22.5.31	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会		1	063	389	22.6.30	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会		1	070	339	22.7.31	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会		1	050	419	22.8.31	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会		1	050	631	22.9.30	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会		1	048	874	22.10.31	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会		1	062	166	22.11.30	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会		1	050	647	22.12.30	千葉市中央区新千葉3-16-15	
こ の 頁 の 小 計		12	701	670			
合 計	F	12	701	670			

## (その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人		
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
萩原 陽子 (内訳)			812000			佐倉市宮前2-16-5	市議会議員	
			600000	4.6.20				
			212000	4.12.22				
木崎 俊行 (内訳)			300000			佐倉市ユ-カカ丘1-27-10	市議会議員	
			200000	4.7.8				
			100000	4.12.22				
阿部 百合子 (内訳)			501500			四街道市旭ヶ丘3-15-13	市議会議員	
			373000	4.6.21				
			128500	4.12.3				
中川 勝敏			100000	4.9.13		白井市塚込1-5-3-104	市議会議員	
この頁の小計			1713500					
その他の寄附								→ ※ 下記注意(1)参照。
合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
本田 良 (内訳)			503,500		四街道市みらい3-3-20	市議会議員	
			375,000	4,6,24			
			128,500	4,12,15			
丸山 わき子 (内訳)			334,000		八街市八街3111-374	市議会議員	
			150,000	4,7,12			
			184,000	4,12,25			
京増 藤江 (内訳)			450,720		八街市八街ほ210-47	市議会議員	
			327,164	4,7,14			
			123,556	4,12,26			
この頁の小計			1,288,220				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分	個人			
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
地福美枝子 (内訳)			310	820		印旛郡酒々井町東酒々井 2-2-30	町議会議員	
			30	000	4,3,28			
			235	500	4,7,3			
			15	320	4,12,18			
			30	000	4,12,29			
山田喜代子 (内訳)			350	000		印西市原山1-3-2-302	市議会議員	
			100	000	4,4,28			
			150	000	4,7,29			
			100	000	4,12,11			
伊藤真一 (内訳)			555	000		印西市小林214	市議会議員	
			406	000	4,6,30			
			149	000	4,12,9			
この頁の小計			1215	820				
その他の寄附								→ ※ 下記注意(1)参照。
合 計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人		
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
市原 正樹			19200		4.12.25	佐倉市藤治台7-6	無職	
北原 勝			41200		4.12.25	佐倉市大崎台4-26-24	会社員	
飯高 利惣治			34900		4.12.25	佐倉市高崎485	無職	
斎藤 和			13630		4.12.25	佐倉市上伏145	無職	
戸村 庄治			10000		4.12.25	佐倉市八木229	無職	
高石 正二			33600		4.8.28	佐倉市長熊392	無職	
松原 和江			30000		4.12.25	佐倉市大蛇町503-5	無職	
この頁の小計			182530					
その他の寄附								
合計								

→ ※ 下記注意(1)参照。  
 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。  
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。  
 (2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。  
 (3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。  
 (4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人		
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
栗山由利子 (内訳)			15000			佐倉市宮前1-14-18	無職	
			10000	4,7,8				
			5000	4,12,26				
田中敬子			59000	4,12,25		佐倉市上志津1600	無職	
時崎賢治 (内訳)			110000			佐倉市上志津1769-39	税理士	
			30000	4,6,19				
			30000	4,8,31				
			50000	4,12,16				
上田美毎			21000	4,12,20		佐倉市新臼井田12-24	無職	
伊藤富彦			10000	4,3,1		佐倉市エカハ丘4-2ミライアタワ	無職	
この頁の小計			215000			1412		
その他の寄附								→ ※ 下記注意(1)参照。
合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。



## (その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人		
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
前田 泰久			50	000	4.12.25	佐倉市宮1台3-17-3	医師	
中河 悠子			54	200	4.12.25	佐倉市上座411-100	会社員	
増澤 誠一			36	200	4.12.25	佐倉市宮1台3-18-2	無職	
井原 雅子			45	000	4.12.25	佐倉市本町68-3	団体職員	
林 孝			10	000	4.7.10	四街道市みらい3-1-15	無職	
菊地 次弥			21	200	4.12.20	四街道市大日257-2	無職	
山田 真希夫			14	180	4.12.20	四街道市大日521-16	無職	
この頁の小計			<del>18</del>	<del>780</del>				
その他の寄附			230	780				→ ※ 下記注意(1)参照。
合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人		
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
山田 美枝子			15600		4.12.20	四街道市大日 521-16	無職	
金子 雅枝			12400		4.12.20	四街道市大日 470-16	無職	
金子 泰夫			10000		4.12.20	四街道市大日 470-16	無職	
神野 由夫			4400		4.12.20	四街道市四街道 1474-16 〒764-0118 四街道 304	自営業	
岩崎 明美			10000		4.12.4	四街道市大日 60-15	無職	
田口 孝吉			50000		4.12.25	四街道市栗山 1000-126	無職	
持田 共子			3202		4.12.24	八街市八街 1552-3	団体職員	
この頁の小計			105602					
その他の寄附								→ ※ 下記注意(1)参照。
合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に (特) と記載すること。

(4) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人		
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
藤橋 政治 (内訳)			40000			伊蒲郡酒々町中央台	無職	
			10000	4,3,28		2丁目20-12		
			30000	4,12,29				
高野 昇二			25000	4,7,3		伊蒲郡酒々町東酒々	無職	
						6丁目6-11-304		
井上 敬一			25000	4,12,29		伊蒲郡酒々町東酒々	無職	
						6丁目6-4-503		
高橋 進			30000	4,12,20		伊蒲郡酒々町中央台	無職	
						3-3-1-7-502		
高野 明子			21000	4,12,25		回街道市千秋田5-10-3	無職	
伊藤 弘			18000	4,12,25		伊西市大森4450-149	無職	
この頁の小計			159000					
その他の寄附								→ ※ 下記注意(1)参照。
合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人		
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
児玉 俊二 (内訳)			49000			八街市八街に53-237	無職	
			20000	4.1.4				
			29000	4.12.27				
児玉 美佐子 (内訳)			41000			八街市八街に53-237	無職	
			10000	4.1.4				
			31000	4.12.27				
伊原 奈津子 (内訳)			51876			八街市八街に37-49	自営業	
			16876	4.4.3				
			10000	4.8.24				
			25000	4.10.30				
河島 芳男			6540	4.12.29	印旛郡酒井町中央1丁目	無職		
この頁の小計			148416		18-3			
その他の寄附								→ ※ 下記注意(1)参照。
合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
佐藤 和子			11000	4.12.28	八街市八街に124-167	無職	
松原 清子			3150	4.12.28	八街市文通131-62	パート	
京増 富夫			11000	4.12.28	八街市八街ほ210-47	無職	
出口 進治			5000	4.12.27	八街市文通301-3906	無職	
脇山 検			10000	4.7.2	八街市朝日415-35	会社員	
小崎 勝子			10000	4.10.17	八街市八街ほ252-2 才2県営住宅2-204	シルバー人材センター	
妻鹿 修			3000	4.11.5	八街市八街ほ215-51	無職	
この頁の小計			53150				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
宇都 幸雄 (内訳)			16 000			八街市大関 92-17	無職	
			6 000	4,7,29				
			10 000	4,12,27				
村山 敦洋			20 000	4,5,1		八街市雁丸 11-35	自営業	
庄司 政樹			8 000	4,12,18		八街市文違 297-51	自営業	
大久 重雄			30 000	4,9,21		八街市八街ほ 996-12	無職	
中井 節子			24 500	4,12,28		八街市八街ほ 208	会社員	
佐藤 安雄			17 000	4,12,28		八街市八街に 124-167	団体職員	
この頁の小計			115 503					
その他の寄附								→ ※ 下記注意(1)参照。
合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分	個人		
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
高橋 慶三			15000			富里市日吉台1-25-12	無職	
(内訳)			10000	4,8,25				
			5000	4,12,22				
出縄 光二			46200	4,12,25		印西市木刈4-17-1	無職	
井上 鷹子			18200	4,12,25		印西市高花6-34-8	無職	
松浦 完亮			21000			印西市草深2166-2	無職	
(内訳)			10000	4,6,16				
			11000	4,12,1				
竹内 朱美			20000	4,12,25		印西市東の原3-1-34	無職	
この頁の小計			120400					
その他の寄附								→ ※ 下記注意(1)参照。
合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分	個人		
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
小高 茂			16 000			富里市根本名1023-10	無職	
			13 000	4,3,30				
			3 000	4,10,28				
谷ヶ崎 和子			30 000			富里市日吉台3-7-1	無職	
			25 000	4,3,31				
			5 000	4,6,30				
池嶋 栄二			5 000	4,12,22		富里市日吉台4-3-2	無職	
						サニパークハイビル1-207		
この頁の小計			51 000					
その他の寄附								→ ※ 下記注意(1)参照。
合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。



(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
大石 武夫 (内訳)			26800		白井市清水口1-5-6-1	無職	
			16800	4.7.26			
			10000	4.12.27			
関口 三郎 (内訳)			55000		白井市大山口2-10-3-203	無職	
			20000	4.6.28			
			35000	4.11.24			
池川 和子 (内訳)			100400		白井市清水口2-1-14-101	無職	
			27200	4.5.25			
			43200	4.8.29			
			30000	4.12.22			
戸谷 弘美			22800	4.12.22	白井市清水口2-1-13-503	無職	
この頁の小計			205000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

## (その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分	個人		
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
松永 強一 (内訳)			81,280			白井市やぎ台1-2-1-807	無職	
			25,000	4,4,26				
			28,140	4,6,24				
			28,140	4,12,22				
松永 静子			40,000	4,12,10	白井市やぎ台1-2-1-807	団体職員		
島飼 博志 (内訳)			96,000			白井市清水口2-4-1-205	無職	
			31,200	4,3,23				
			40,800	4,9,27				
			24,000	4,12,22				
鈴木 行雄			15,000	4,12,21	白井市清水口2-1-21-618	無職		
この頁の小計			232,280					
その他の寄附								→ ※ 下記注意(1)参照。
合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人		
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
徳本 光香			15000		4.12.10	白井市清水口2-4-13-406	市議会議員	
佐藤 義人			36000			白井市けやき台2-6-2-201	無職	
(内訳)			18000		4.5.25			
			18000		4.11.24			
根本 敦子			10000		4.12.25	白井市富士154-16	無職	
間嶋 博			58127		4.11.25	白井市塚込2-1-5-704	無職	
野呂 一郎			10000		4.5.30	富里市久能772-4	無職	
この頁の小計			129127					
その他の寄附								→ ※ 下記注意(1)参照。
合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
牧野 喜英			19800	4.12.22	白井市清水口1-2-3	自営業	
谷口 晴夫			15000	4.12.10	白井市清水口2-4-4-206	無職	
宮島 晃			40000		白井市清水口2-4-8-202	無職	
(内訳)			30000	4.5.25			
			10000	4.12.22			
横山 英和			30000	4.12.3	白井市木山口1-14-4	無職	
徳本 悟			10000	4.6.18	白井市池の上2-9-1	無職	
竹内 正子			10000	4.12.16	白井市清水口2-4-12-307	無職	
この頁の小計			124800				
その他の寄附			4174270				→ ※ 下記注意(1)参照。
合計			10464398				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その13-1)

3. 支出項目別金額の内訳

項 目		金 額				本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出				備 考
		十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	
1	経 常 経 費									
	(1) 人 件 費		5	376	644					
	(2) 光 熱 水 費			630	845					
	(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費		1	266	751					
	(4) 事 務 所 費		6	221	608					
	小 計 ((1)~(4))		13	495	848					
2	政 治 活 動 費									
	(1) 組 織 活 動 費		5	664	363					
	(2) 選 挙 関 係 費				0					
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費※			248	711					
(内 訳)	ア 機関紙誌の発行事業費				0					
	イ 宣伝事業費			248	711					
	ウ 政治資金パーティー開催事業費				0					
	エ その他の事業費				0					
	(4) 調 査 研 究 費			149	194					
	(5) 寄 附 ・ 交 付 金			5	919	366		5	919	366
	(6) そ の 他 の 経 費				0					
	小 計 ((1)~(6))			17	981	634			うち本部・支部間の交付金合計	5,919,366 円
	合 計			25	477	482			←1の小計と2の小計の合計を記載すること。	

注意 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その14)、(その15)の注意書きを参照。)

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要	
上記以外の政治団体 (政党・資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出	不要 ※資金管理団体は必要	必要

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)を添付すること。



(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入		
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input checked="" type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(ヒラ等作製費)		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
イワ代・マダ代	十億	百万	千	円	2022.12.23	株式会社 フースト	東京都江戸川区一ノ江 8-17-7
この頁の小計			56	520			
その他の支出			192	191			
合計			248	711			

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）  
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別表とすること。  
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。  
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別表として作成すること。





(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input checked="" type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		( 納付金 )			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
納付金	十億	百万	千	円	22.1.31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			388	512	22.2.28	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			565	182	22.3.31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			577	613	22.4.30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			281	613	22.5.31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			483	479	22.6.30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			687	804	22.7.31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			432	510	22.8.31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			437	945	22.9.30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			812	670	22.10.31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			363	807	22.11.30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			256	771	22.12.30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			631	460				
この頁の小計			5,919	366				
その他の支出								
合計			5,919	366				

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳								
支 出 項 目	金 額				年 月 日	交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備 考
	十億	百万	千	円				
納付金			388,	512	22. 1. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			565,	182	22. 2. 28	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			577,	613	22. 3. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			281,	613	22. 4. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			483,	479	22. 5. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			687,	804	22. 6. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			432,	510	22. 7. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			437,	945	22. 8. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			812,	670	22. 9. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			363,	807	22. 10. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			256,	771	22. 11. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			631,	460	22. 12. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
この頁の小計			5,	919,366				
合 計			5,	919,366				

(その17)

# 資 産 等 の 状 況

**全団体必要**

## 1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。

(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

**全団体必要**



(その18)

2 資産等の項目別内訳

資産等の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)				年月日	備考
		<input type="checkbox"/> ア 土地	<input type="checkbox"/> イ 建物	<input type="checkbox"/> ウ 地上権等	<input type="checkbox"/> エ 動産 <input type="checkbox"/> オ 預金等 <input type="checkbox"/> カ 金銭信託		
摘要	金額				年月日	備考	
	十億	百万	千	円			
佐倉市納木町 487-5		6	500	000	H13.1.1	119m <sup>2</sup>	
この頁の小計							
合 計		6	500	000			

注意(1) 資産等の項目別区分ごとに別業とし、必要に応じてコピーすること。  
 (2) 「摘要」欄、「備考」欄等の記載については次のページを参照のこと。

(その20)

全団体必要

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 領収書等の写し
- 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 5 年 3 月 28 日

政治団体の名称 日本共産党千葉県印旛地区委員会

会計責任者の氏名 鈴木 菜子 

(以下は解散届提出時のみ記入)

( 代 表 者 の 氏 名  )

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要